

## 令和 2 年 1 月 農業委員会定例会議事録

日時	令和 2 年 1 月 2 0 日（月）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 1 7 分	
場所	さぬき市役所附属棟多目的室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第 1	諸報告	
日程第 2	農地法第 3 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 1 号～ 3 号)
日程第 3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第 4 号～ 5 号)
日程第 4	農地法第 4 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 6 号)
日程第 5	農地法第 5 条に基づく事業計画変更の申請審議について	(会長提出議案第 7 号)
日程第 6	農地法第 5 条に基づく申請審議について	(会長提出議案第 8 号～ 1 3 号)
日程第 7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第 1 4 号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第 1 号)
日程第 8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第 1 5 号)
日程第 9	その他	
出席委員	2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	1 楠 豊	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長） 定刻が参りましたので、只今から1月定例会を開催します。  
時候の挨拶  
本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認等調査いただいていると思いますのでよろしくお願いします。  
本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者と会長職務代理者、私の7人で聞き取り調査を行なっていますので、後ほど地区代表者から報告致しますのでよろしくお願いします。  
本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは4番蓮井委員、5番松岡委員の両委員よろしくお願いします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局 農地法第18条第6項に基づく通知については、残存小作の合意解約。使用貸借終了農地返還通知については、第1号、第2号は耕作目的。第3号、第4号、第7号は借り手の変更。第5号、第6号は転用による利用権の中途解約について報告。

議長（会長） 日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第3号までを議題とし一括上程いたします。  
なお、今月の議案で第2号が佐藤委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号は●●●●●●●●、第3号は●●●●●●です。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上になります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、最初に●●地区をお願いします。

小川義洋委員 ●●●●さんは、この近くでも耕作をやっています。田も前の方がきちんとされていますし、作りやすい田ですので、がんばってやってくれると思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員 ●●●●ということで、●●さんにヒアリングを行ないました。ちょっと問題が出てきましたので、みなさんをご相談をしながら、解決したいと思うのですが、下限面積のほうで先ほど事務局から説明がありました議案書●●ページの整理番

号●●の利用権設定で4反の下限面積を満たしておりますが、本人には聞いていないのですが、実は今日、この件に関して行政書士が貸借の●●さんと●●さんの関係書類を依頼する委任状を昨日の日曜日に宿直に事務局に渡すようにと提出がありました。今朝、事務局長と脇谷君、私と松原会長とで、おもとの利用権設定に関する書類をもちまして、所有者のところに行ってまいりました。その前に14日に私と松原会長とで確認に行きました。●●●●とお話をしました。そういう話は聞いたことが無いと。●●さんという方は知らない。判も押した覚えは無いということでした。15日に提出されています利用権設定の書類を全て持って、事務局長と脇谷君が●●さんの所へ行っています。話を聞いてもやはり判を押した覚えも無いし、会った覚えも無いということでした。今朝、あらためてお会いしましたが、判を貸した覚えも無い、会ったことも無いということで、あっているかあっていないか分かりませんが、貸す方の覚えが無いと言うのだったら利用権の設定は何種類か書類がありますが押印されています。ということは、●●されたものであると。委任状にも押印がされています。この行政書士の行なったことは●●も含めて皆さんと相談しないといけないと思うのですが、ということで今日ヒアリングはしましたが、●●●●はちょっと待ってもらおうかなと思います。これからのことも含めて相談していただきたいと思うのですが事務局長いかがでしょうか。

- 議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。  
議案第1号及び第3号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
- 議長（会長） この件につきまして、皆さんどう思いますか。
- 十河道夫委員 17日に推進委員も含めて協議をしました。おかしいわなど。●●●●で●●の西の端と●●の北の端。プライベートのことは言っていないのか分かりませんが、●●●●は●●です。両親もお子さんもいらっしやらない。事務局が言ったとおり会社を営んでいる。ちょっとすごく変なおいがすると。全員にお諮りして意見を聞いたらどうかということです。
- 議長（会長） ●●地区は全員反対なのです。皆さんの意見を聞きたいと思いますのでお願いします。いかがでしょうか。
- 岩崎治樹委員 書類が不備なので受付はできませんわ。私の考えやけど、●●に相談するか●●●●●●に相談するか、●●●●の●●なのだから、いろんな案件を次々だされたら困るからはっきりさせてもらわないと私は思います。
- 小川義洋委員 事務局に持ってきた書類自体はきちんとされているのか。
- 岩崎治樹委員 ●●さんが判を押していないと言っている。

佐藤恭一委員 下限面積の4000が有るがために、私も同様の過去の事例もある。行政書士さんもそれは通ると思って出している。私も●●さんを知っていますが、印があったら通るわけでしょう。行政書士の出来がわるかっただけで、利用権を設定したら通さざるを得ないでしょう。

議長（会長） そういうことを言っているのではないですよ。

佐藤恭一委員 来月、利用権を出してきたら許可にするのかしないのかということを行っているので、それか今回、●●の●●ということでもう出してもだめだという返事を●●さんに伝える義務はあると思います。

十河道夫委員 ●●歳の人が●●●●で田を買ってするというのは信用できない。●●の全員が反対ですよ。

議長（会長） 他にございませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） なければ、不許可ということでもよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号及び第3号につきましてお諮りします。議案第1号及び第3号までについてご異議ございませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号は原案のとおり認めることとし、議案第3号は利用権設定の書類不備により不許可と致します。

議長（会長） 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第2号の審議に入ります。

議長（会長） それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） 事務局から説明を求めます。

事務局 議案第2号は●●●●です。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上になります。

議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	農業に対する意欲も経験もあるということで、65歳までは兼業でやっていきたい、その後は専業でやっていきたいということでした。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第2号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第2号につきまして、お諮りします。議案第13号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第2号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	退席されている●●委員の着席を認めます。  (●●委員 着席)
議長（会長）	日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第4号及び第5号までを議題とし一括上程致します。 それでは事務局より説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件は全体で2件であり、面積にして3,474㎡、6筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第4号は、平成6年頃から25年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第5号は、昭和59年頃から35年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
十河道夫委員	事務局の説明のとおりです。●●地区では承認しております。よろしくご審

	議をお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第4号及び第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
小川義洋委員	判定に迷うのは、申請地は木が生えて山林状態なのですが、隣接の田畑は維持されている場合、申請地だけ認めるというのは判断に迷う場合がある。そのあたり皆さんはどの様に考えていますか。
藤澤 明委員	申請地は、小高い山となっている。山を切り開いて作っていた田で、水の便も相当悪く、田として耕作はしていたが、その様な理由でこういう状態になっています。
小川義洋委員	周りが田畑の場合迷いますが、分かりました。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第4号及び第5号につきましてお諮りします。議案第4号及び第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第4号及び第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第6号を議題とし上程致します。事務局から説明を求めます。
事務局	今月の第4条の案件は1件であり、面積にして397㎡、1筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
蓮池秋男委員	事務局の説明のとおり、特に問題はございません。よろしくをお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第6号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号につきましてお諮りします。議案第6号について意義ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号を原案のとおり認めることと致します。香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第7号を議題とし上程いたします。では、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農地法第5条に基づく事業計画変更の案件は1件であり、面積にして2,572㎡、3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●で、変更前の転用工期は、平成28年2月1日から平成31年1月31日です。変更後の転用工期は、平成28年2月1日から令和3年1月31日です。全棟完了していないため転用工期を変更するものです。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
岡村義弘委員	床板の問題がありましたが解決しております。事務局の説明のとおりです。よろしくをお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第7号につきまして、お諮りします。議案第7号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第7号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。





全委員	質疑等がありましたらご発言を認めます。
議長（会長）	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第8号から第12号につきましてお諮りします。議案第8号から第12号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第8号及び第12号を原案のとおり認めることとします。
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案である議案第13号の審議に入ります。それでは、●●委員の退席を求めます。
議長（会長）	（●●委員 退席）
議長（会長）	事務局から説明を求めます。
事務局	議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●。権利は●●●●●●●●で隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	事務局の説明のとおり、併用地にかかる●●●ということの問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第13号につきまして、お諮りします。議案第13号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第13号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長）	<p>退席されている●●委員の着席を認めます。</p> <p>（●●委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>日程第7 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第14号を上程致します。昨年の11月に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正が施行されたことから、農用地利用集積計画は農用地利用配分計画によらず設定を行なうことができ、いわゆる一括方式になりました。ついては、お配りしています農地中間管理事業対象農用地等総括表が担い手への借り受け計画となっております。なお、今月の議案で農地中間管理事業対象農用地の番号1、10、11、14が●●委員、番号3が●●委員、番号27、28が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案14号についてご説明致します。個人が19件、法人が6件、中間管理機構が24件の合計49件となっております。49件のうち新規が30件、再設定が19件でございます。49件のうち、賃借権が9件、使用貸借権が40件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が1件、1,500が2件、2,000円が2件、3,500円が1件、5,000円が2件、10,000円が1件となっております。期間については、10年が11件、6年11ヶ月が1件、6年が19件、5年7ヶ月が1件、5年3ヶ月が1件、5年が5件、3年7ヶ月が1件、3年が5件、2年2ヶ月が1件、2年1ヶ月が1件、2年が1件、1年が2件となっております。</p> <p>続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表43件について説明します。貸付先は、個人が33件、法人が10件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が11件、使用貸借権が32件となっております。期間は、10年が11件、6年11ヶ月が1件、6年が25件、5年3ヶ月が1件、3年が5件です。利用内容は、水稻、麦、露地野菜となっております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。</p> <p>質疑に入ります。尚、本案件につきましては案件も多く一括して質疑に入りますので、質疑等ある場合は、整理番号指定の上ご発言下さい。</p>
全委員	<p>「質疑なし。」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、農地中間管理事業対象農用地の番号1、3、10、11、14、27、28を除く議案第14号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>「異議なし。」との声あり。</p>

議長（会長） 続きます、●●委員、●●委員、●●委員の関係議案である番号1、3、10、11、14、27、28の審議に入ります。

議長（会長） それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。  
（●●委員、●●委員、●●委員 退席）

議長（会長） 事務局から説明を求めます。

事務局 委員さんの案件7件で、期間については3年1件、6年が3件、10年が3件の使用貸借権となっています。利用内容については、水稲、麦、露地野菜等の作付けとなっています。以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑等はありませんか。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。

議長（会長） 退席されている●●委員、●●委員、●●委員の着席を求めます。  
（●●委員、●●委員、●●委員 着席）

議長（会長） それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） 暫時、休憩致します。配布次第再開します。  
（休憩）

議長（会長） それでは、再開します。  
会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 農用地利用配分計画8件について説明します。貸付先は全て個人となっています。設定する権利等の種類は、全て使用貸借権で、期間は全て4年11ヶ月です。利用内容は果樹の作付けとなっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。

議長（会長） 日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第15号を議題と致します。なお、今月の案件で、番号1が●●委員の関係案件になり、除斥対象になります。それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） 事務局から説明を求めます。

農林水産課 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。  
番号1、●●●●さん、さぬき市●●●●●●番地、昭和●●年●月●●日生、営農類型は、水稻、露地野菜、作業受託です。  
詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

議長（会長） 事務局の説明が終了いたしました。本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、●●地区の委員からの補足事項等がありましたら報告をお願いします。

小川義洋委員 ●●さんは皆さんご存知の方なので、よろしくお願ひ致します。

議長（会長） ●●地区委員の報告が終わりました。  
議案第15号の1番につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、農業改善計画の審査について議案第15号の1番についてお諮りします。  
異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第15号の1番について原案のとおり承認することと致します。●●委員の着席を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他です。事務局からお願いします。

事務局 事務連絡を報告する。

- ・ 農家相談
- ・ 農業委員、推進委員募集の広報紙への掲載について
- ・ 次回定例会開催日
- ・ 研修会開催周知

議長（会長） 以上をもちまして、令和2年1月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（15時17分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について  
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 4 番

署名委員 5 番